

## 尾鷲市農業委員会 令和4年8月定例会 議事録

1. 開催日時：令和4年8月5日（金）午前10時00分から午前10時30分
2. 開催場所：尾鷲市立中央公民館2階講座室A
3. 出席委員（7名）

会長	6番	高村 敦夫
委員	1番	船津 貫一
	2番	野田 泰史
	3番	黒 次美
	4番	塩津 史子
	7番	野地 長生
	8番	大川 治夫

農地利用最適化推進委員	北村 都志雄
	濱野 薫久

4. 欠席委員
- |    |       |
|----|-------|
| 5番 | 庄司 和稔 |
|----|-------|

### 5. 議事日程

1. 農地法第3条の規定による許可について
2. 農業経営基盤強化法第18条の利用権設定について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	芝山 有朋
事務局次長	野田 憲市
事務局書記	大川 健志

### 7. 会議の概要

議長

みなさんおはようございます。定刻となりましたのでただいまから令和4年8月定例農業委員会を開催します。よろしくお願いいたします。それでは早速、審議に入りたいと思いますが、本日の署名委員を指名します。4番の〇〇さん、5番の〇〇さんよろしくお願いいたします。

それでは、議案に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可についてをご審議願います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。番号は1番、所在は尾鷲市〇〇、〇〇で地目はどちらも畑となっています。面積は合計で〇〇㎡です。譲渡人は〇〇にお住いの〇〇さんです。譲受人は〇〇にお住いの〇〇さんです。申請理由としましては、申請人は当該農地を取得し、野菜等を耕作するために申請が上がっております。紹介委員は〇〇委員さんです。よろしくお願いいたします。

議長

〇〇委員さん、紹介をお願いします。

〇〇委員

農地法第3条の規定による許可について説明させていただきます。概要につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。

〇〇の〇〇さんが同〇〇に所有している休耕農地2筆、総面積〇〇㎡を同〇〇番地の〇〇さんが不動産売買契約を締結し、当該農地を取得し、サツマ、ダイコン菜、その他露地野菜を栽培しようとするものであります。

この申請地の場所は15ページの写真をご覧ください。赤で記した地番〇〇、畑、〇〇㎡と地番〇〇、〇〇㎡で県道〇〇線と〇〇が交差する高架橋の海岸よりの場所で、16ページと17ページの現況写真となっております。

8ページの営農計画書をご覧ください。上段に現在の耕作地番、3筆の面積〇〇㎡と下段の申請地番2筆の〇〇㎡の合計〇〇㎡となり、本農業委員会の下限面積10aを超えており、農地法第3条調査書第2項1号から7号の許容基準も満たしております。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長

紹介ありがとうございます。何かご質問ございませんか。

〇〇委員

異議なしです。

議長

異議なしの声が上がりましたので採決を取ります。議案第1号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員。許可いたします。ありがとうございました。議案第1号が終わりましたので、続きまして議案第2号の農業経営強化基盤法第18条の利用権設定についてを事務局から説明願います。

事務局

この案件は農地中間管理事業によるもので、出し手の〇〇さんから受け手の〇〇さんに中間管理機構を通して貸しつけるもので、農業経営基盤強化法第18条により〇〇さんから中間管理機構に利用権を設定するというものでございます。利用権を設定した後は、農地中間管理機構が〇〇さんに貸し付けるという流れになります。

中間管理機構に利用権を設定するにあたり、尾鷲市が作成した農地利用集積計画について農業委員会の決定を経て、尾鷲市が公告することにより設定されます。

農地利用集積計画ですが、1ページをご覧ください。所在が、尾鷲市〇〇の地番〇〇で台帳地目は畑です。面積は〇〇㎡です。貸手は〇〇にお住いの〇〇さん。借手は松阪市嬉野川北町530番地の三重県農林水産支援センター 理事長 村上 亘さんです。

2ページが航空写真、3ページが現況写真となっております。利用権の種類につきましては10年の使用貸借権です。

まず中間管理機構に貸し付ける要件として、農業振興地域内であることと、貸し出す農地が耕作できる状態かということで、貸し出す土地は農業振興地域内で、貸し出す農地が耕作できる状態かについては、確認した結果問題ないということでした。利用権を設定する条件として、尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合するかということで、尾鷲市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想は、担い手に農地を集積す

るといった内容のもので、適合すると考えられます。

以上のことから、問題ないと思われしますので、農地利用集積計画について農業委員会の決定をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長                    今の説明を聞いて何かご質問はございませんか。ちなみにここは獣害柵は。

事務局                前回の農業委員会でお話させていただいた国の補助金で設置する獣害柵の対象地です。

〇〇委員              航空写真ですと他にも土地は沢山あるように思えるのですが、他はどうする予定とかありますか。

事務局                仮に中間管理事業で他の農地も借りるとなると、耕作が前提なので、耕作者の負担も考えて、段階的に他の農地については取り組む必要はあると思います。

〇〇委員              私も農林業センサスで見たのですが農業者も高齢化していて、農業をもうできないという人も増えてきてますね。

事務局                遊休農地も問題はこの天満地区だけでなく他にもあるのですが、今はこの遊休農地を地図上に落とし込んで、遊休農地の見える化を進めています。大きな遊休農地については何かしらの手立ては考えていく予定です。そして先程も話に挙げたとおり農業をやってくれる人を同時に呼び込むのも重要になってきます。その計画も作っていきたいとは思っております。

議長                    質問は以上でよろしいですか。この議案に承認していただける方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

はい、挙手全員。これにて承認いたします。以上で本日の審議案件は終了しました。その他に入りたいと思いますが、委員の皆さんから何かございませんか。事務局からはどうですか。

事務局

はい、以前お話をさせていただいた、有機農業について国から助成をいただいで行う事業ですが、現在は入札の手続きをしております、8月中旬にコンサル業者を決めて、9月くらいに計画してそこから具体的な事業展開を進めて参ります。また、初年度は計画づくりになりますので、検討会を農業者や消費者や加工、流通の方を交えて開きたいと思っておりますので、農業委員会の皆様にもご協力いただいで進めていきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

〇〇委員

有機ということで収益の上がる色んな作物に取り組んでもらいたいね。

事務局

この事業は国から定額でいただくものですので、結果を出さないといけないというノルマがあります。そのノルマは甘夏農家さんのほうで取り組んでいただいで結果を出していく。ただ、〇〇委員が言われるように横展開をしていきたいので、遊休農地の解消も絡めて、収益の上がる作物もそうですが、計画づくりに練りこんでいきたいと考えています。

議長

ありがとうございます。他にないようですので以上で8月定例農業委員会を閉会します。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員